

保証会社の利用をご検討の方へ

保証会社の利用は、連帯保証人を選任できない場合の代替手段です。

ご利用の場合は、下記の点にご注意ください。

●諸費用は自己負担です

家賃とは別に

- ・保証委託料
- ・更新料等

の自己負担が必要となります。

●速やかな返還が必要です

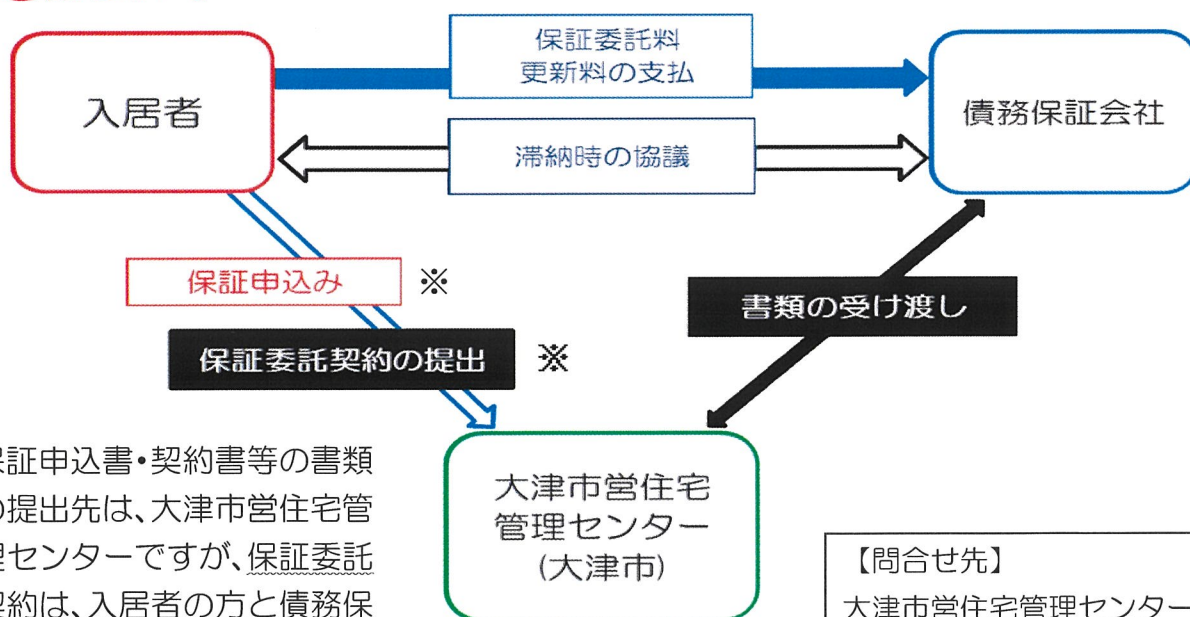
家賃等に滞納が生じた場合は保証会社によって立替えられますが、立替えられた分の家賃はただちに保証会社に返還する必要があります。別途、手数料もかかります。

返還が遅延した場合、保証会社が法的手続きに着手する可能性があります。

●契約は自身の責任で

入居者と債務保証会社の契約ですので、ご自身の責任で保証会社の選定・保証内容の確認・滞納時の協議等を行っていただく必要があります。

●手続きについて



※ 保証申込書・契約書等の書類の提出先は、大津市営住宅管理センターですが、保証委託契約は、入居者の方と債務保証会社との契約になります。

【問合せ先】

大津市営住宅管理センター
〒520-0056
大津市末広町 1 番 1 号
日本生命ビル 2 階
電話 077-548-8951

～大津市営住宅の債務保証制度（機関保証制度）について～

大津市営住宅で債務保証制度をご利用される場合、ご自身で、下記債務保証業者（以下「業者」という。）から選択いただきます。各社とも、大津市営住宅管理センターが申込窓口になります。

下記【各社比較表】を参考に業者を選択してください。（業者により契約内容が少し異なります。）

なお、「どの業者がいいか?」「おすすめの業者はどこか?」等のご質問については、特定の業者を優遇することになるため、お答えできませんのでご了承ください。

【各社比較表】 ※本市登録順

No.	項目	K-net(株)	日本賃貸住宅保証機構(株)
1	本社住所	神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号富士信ビル3F	大阪市中央区城見2丁目2番22号
2	設立年	昭和58年5月	平成19年6月
3	資本金	5,000万円	1億円
4	国交省登録番号 (※1)	国土交通大臣(1)第3号	国土交通大臣(1)第47号
5	支店	東京・大阪・名古屋	東京
6	従業員数	80名	40名
7	問い合わせ先	0120-60-7755	06-6945-1500
8	公営住宅の実績	あり	あり
入居者の方の負担金額 (注意) 初回にかかる費用と2年目以降にかかる費用が異なります。 下記費用以外にも、振込手数料等の費用が発生する場合があります。			
9	初回保証委託料	20,000円	20,000円
10	年間保証委託料 (2年目以降)	10,000円	10,000円
11	代位弁済手数料 (※2)	2,750円	2,860円
12	遅延損害金 (※3)	なし	なし
債務保証契約の保証内容 (注意) 各社ごとに免責事項が設定されています。詳細は各社にお問合せください。			
13	保証限度額 ※債務保証業者が保証する上限金額です。		
	①家賃及び 損害賠償金	近傍同種家賃12か月分	近傍同種家賃12か月分
	②原状回復費用	家賃3か月分	合計で400,000円
	③残置物撤去 費用	家賃1か月分	
14	保証範囲 ※債務保証業者が 保証する費用の範 囲です。	家賃・督促手数料 損害賠償金 退去時の修繕費用 原状回復費用 残置物撤去費用	家賃・督促手数料 損害賠償金 原状回復費用 残置物撤去費用
15	その他条件	緊急連絡先の確保	緊急連絡先の確保

※1 国交省登録番号とは、国土交通省の家賃債務保証業者登録規程の基準を満たし、国から登録を受けた登録順の番号をいう。

※2 代位弁済手数料とは、入居者の方が家賃を滞納され、業者が入居者の方の代わりに大津市に家賃を弁済した後に、業者が入居者の方に家賃を請求する際にかかる手数料のことをいう。

※3 遅延損害金とは、入居者の方が家賃を滞納され、業者が入居者の方の代わりに大津市に家賃を弁済した後、入居者の方に家賃を請求する際に業者が設けた支払期日までに、入居者の方の支払いがなかった場合、支払期日の翌日以降に発生する損害金のことをいう。